

年企発 1 0 1 1 第 1 号
平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日

地方厚生(支)局健康福祉部
保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
(公 印 省 略)

厚生年金基金及び確定給付企業年金の監査等について

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」等が平成 26 年 4 月に施行されたことに伴い、平成 27 年度以降の厚生年金基金の監査等については、「厚生年金基金及び確定給付企業年金の監査等について」(平成 27 年 5 月 29 日年企発 0529 第 1 号)により、所要の見直しを行ったところであるが、平成 28 年度下半期以降においても、当分の間、下記のとおりとしたので通知する。

記

1 厚生年金基金関係

(1) 厚生年金基金の監査について

厚生年金基金の監査については、「厚生年金基金の实地監査について」(平成 25 年 3 月 28 日年企発 0328 第 1 号。以下「实地監査通知」という。)、「厚生年金基金の指導監督について」(昭和 42 年 5 月 27 日年発第 580 号。以下「指導監督通知」という。)等により実施しているところであるが、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 厚生年金基金の实地監査(一般監査)については、实地監査通知において、地方厚生(支)局管内の基金数を勘案し、「前回の实地監査から 3 年を経過している基金」、「過去の監査等における指摘及び是正改善事項に係る改善状況等の確認を要する基金」等を対象として選定することとしているが、選定に当たっては、以下の基金を除外しても差し支えないものとする。

- ア 代議員会で解散又は確定給付企業年金へ移行する旨の方針を議決した厚生年金基金
- イ その他上記に準ずる厚生年金基金

② 実地監査の実施に際しては、指導監督通知に基づき、あらかじめ「厚生年金基金監査参考表」を監査対象基金に作成させ、地方厚生（支）局の実地監査の参考にすることとしているが、同参考表に加えて、事業運営や適用給付関係等については、あらかじめその内容の報告を求めた上で、必要に応じて実地による確認を行うことを可能とする。

③ 解散した厚生年金基金に対する監査については、「厚生年金基金の解散等及び清算について」（昭和 50 年 2 月 19 日年発第 236 号）により、決算報告書の承認申請書が提出されたときに実地監査を行うこととされているが、決算報告書の承認申請書が提出されたときは、書面監査により監査を実施し、必要に応じて実地監査を実施するものとする。

なお、財産目録等の承認申請書が提出されたときは、従来どおり実地監査を実施すること。その際、清算終了までの間の業務経理における支出済額及び支出予定額を確認し、基金業務に直接関係のない支出や不適切な支出が見受けられる場合は、清算人に対し当該費用の返還及び是正を求める等の適切な指導をすること。

④ 当課の事業状況報告書の確認等を通じて、事業状況の詳細な確認が必要と認められる厚生年金基金については、別途連絡することとしているので、当該厚生年金基金を書面監査の対象とし、必要に応じて実施監査を行うものとする。

（2）厚生年金基金の加入員の住所情報等の提供に係る報告について

国が保有する住所情報等を厚生年金基金に提供した件数等の報告については、「国の保有する住所等の厚生年金基金への提供に係る取扱いについて」（平成 21 年 12 月 28 日年企発 1228 第 1 号）に基づき、年度終了後 6 月以内に当課に報告することとされているが、各基金からの報告は地方厚生（支）局において管理していただき、必要に応じて当課へ報告するものとする。

2 確定給付企業年金関係

確定給付企業年金の指導監督については、「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」（平成 22 年 11 月 1 日年発 1101 第 1 号。以下「DB 監査実施通知」という。）により実施しているところであるが、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）確定給付企業年金の監査について

① 確定給付企業年金（基金型）のうち、二以上の厚生年金適用事業所の事業主

が共同して実施する確定給付企業年金（ただし、当該厚生年金適用事業所間の人的関係が緊密である場合等を除く。以下「総合型基金」という。）については、当面、書面監査を省略して実地監査を実施すること。

ただし、設立から1年を経過しない総合型基金及び過去3年以内に実地監査を実施した総合型基金を除くものとする。

実地監査においては、ア代議員の選定方法、イ代議員会の運営状況、ウ掛金の設定及び収納状況、エ加入者の情報開示、オ資産運用委員会の設置及び開催状況、カ個人情報取扱規定に沿った運用等について監査し、必要な指導を行うこと。

- ② 確定給付企業年金（規約型）及び総合型基金以外の確定給付企業年金（基金型）（以下「確定給付企業年金等」という。）の監査については、DB監査実施通知において、書面監査は企業年金の実施から概ね3年を経過している確定給付企業年金等を実施する事業所の事業主及び基金（以下、「事業主等」という。）を対象とし、実地監査は書面監査の記載内容等を踏まえ、さらに事実関係等を確認する必要があると認められた事業主等を対象とすることとしているが、事業主等に対する監査については、原則、書面監査のみを行うものとする。

ただし、書面監査を行い、実地で事業主等を指導する必要があると認められる場合は、実地監査を実施することは差し支えないものとする。

- ③ 当課の事業状況報告書の確認等を通じて、事業状況の詳細な確認が必要と認められる事業所等については、別途連絡することとしているので、当該事業主等を書面監査の対象とし、必要に応じて実施監査を行うものとする。

（2）報告書の提出について

確定給付企業年金の監査実施計画及び監査実施結果については、DB監査実施通知により、上半期と下半期とに分けて各々報告することとしているが、当課への報告については、各報告について年間分を通じた年1回の報告とする。

なお、監査実施計画報告書については当年度の4月末日（平成28年度にあつては10月末日）までに、監査実施結果報告書については翌年度の4月末日までに当課へ提出すること。

3 個人情報保護関係

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及び関係法令の取扱いについては、「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドラインの公布に伴う

関係通知の廃止について」（平成28年7月13日年発0713第2号厚生労働省年金局長通知）により、従来の「企業年金等のに関する個人情報の取扱について」（平成16年10月1日年発第1001002号厚生労働省年金局長通知。）が、平成28年7月20日限り廃止されたことに伴い、「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成28年告示第290号）により実施することとする。